

令和 7 年度 当別浄水場ほか除雪業務仕様書

1 業務目的

当別浄水場は、札幌市、小樽市（石狩湾新港地域）、石狩市及び当別町に水道用水を供給しており、浄水場のほか、3 市 1 町にわたり送水管路上にも重要な施設が建てられている。

従って、地域住人の円滑な生活を維持するためには、いかなる災害や悪天候においても、これらの施設を常に入退場できるように整備する必要がある、本業務は、これら施設の内、当別浄水場構内及び当別管理上屋の除雪により、通行路線を確保するものである。

2 名称

当別浄水場ほか除雪業務

3 履行期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

4 履行場所（別紙 1）及び回数

(1) 当別浄水場構内 石狩郡当別町字青山 2304 番地 8 ～ 32 回

(2) 当別管理上屋 石狩郡当別町ビトエ 1713 番地 4 ～ 3 回 計 35 回

ただし、場所・頻度などの詳細については、業務担当者に確認し、その指示に従うこと。また、除雪回数については、降雪状況等により変動する場合がある。

5 除雪の実施方法

除雪作業は、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会（以下「委託者」という。）から連絡される依頼に基づき、委託者の業務に支障が出ないように実施する。

(1) 当別浄水場構内の除雪

ア 早朝は、浄水処理で必要不可欠な薬品のタンクローリーによる搬入が頻繁に行われる時間帯であり、職員の駐車場だけでなく、薬品搬入口周辺やタンクローリーが反転できるスペースを確保し、概ね午前 7 時 30 分までに作業を完了すること。

イ また日中、早朝除雪後の降雪により、職員または浄水場の維持管理等に従事する事業者の作業や入退場に支障が出る場合においても、委託者の依頼に応じて、速やかに通行路線等を確保すること。

ウ ただし、受託者が吹雪等のため危険と思われるときは、作業を一時中止して速やかに委託者に報告し、天候の回復を待って再開すること。

(2) 当別管理上屋の除雪

ア 概ね月 1、2 回の頻度であり、実施日は、1、2 週間前に連絡される委託者の指示に従って作業を行うこと。

イ しかしながら、予期せぬ設備の故障や異常事態の発生により、委託者が入場を必要と判断した場合は、依頼に応じて速やかに通行路線等を確保すること。

6 受託者は、別紙2に明示された面積又は幅員の確保、またはマンホールやコンクリート杭などの道路付属物及び設備の破損を防止するため、事前に必要なスノーポール等を設置しなければならない。

7 受託者は、いかなる場合でも業務を履行できる様に準備体制を整え、不測の場合は、直ちに委託者に通知しなければならない。

8 受託者は、道路交通等関係法令を厳守し、事故防止に細心の注意を払わなければならない。

9 施設敷地での給油は禁止とし、使用機械の除雪作業前、除雪作業後点検を実施し、油漏れ等の異常の有無を確認すること。また、雪解け後にも現場を再確認すること。

万が一、油漏れが発生した場合は速やかに委託者に報告し、対応を協議したのち、受託者の責で漏油の回収等を実施すること。

10 業務の履行にあたり、器物等を破損した場合、受託者の責で対処すること。

11 提出書類

(1) 受託者は、業務を着手後速やかに「業務着手届」(様式-1)及び業務責任者指定通知書(様式-2)を提出すること。

(2) 毎回の業務を履行したときは、「除雪作業日報」(様式-3)において、速やかに報告すること。この場合、作業開始した時点が『開始時間』であり、作業終了した時点が『終了時間』である。

(3) 月毎の業務完了後、「業務完了届」(様式-4)及び「除雪業務実施報告書」(様式-5)を提出すること。

(4) また月毎に状況写真及びタコグラフの写しをまとめ、業務完了に関する報告をすること。(様式任意)

12 委託料の支払

本業務の委託料は月払いとし、月毎の業務完了検査合格後に支払うものとする。

13 その他

本仕様書に疑義のある場合、またこの仕様書に定めのない事項については、都度業務担当者と協議若しくは指示を求め、滞りなく業務を履行すること。